

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 新旧対照条文目次

本則關係

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）
○保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第二条関係）
○金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）（第三条関係）
○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（第四条関係）
○財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（第五条関係）

附則關係

- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第三項関係）

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 新旧対照条文

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改	正	後		改	正	前
（定義）				（定義）			
第一条 この政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「顧客等」、「代表者等」、「取引時確認」、「疑わしい取引の届出」又は「特定受任行為の代理等」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第二条各項、第四条第六項、第八条第二項又は別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項に規定する犯罪による収益、特定事業者、顧客等、代表者等、取引時確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等をいう。				第一条 この政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「顧客等」、「本人特定事項」、「本人確認」、「特定受任行為の代理等」、「代表者等」、「本人確認記録」又は「疑わしい取引の届出」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第六条第一項又は第九条第二項に規定する犯罪による収益、特定事業者、顧客等、本人特定事項、本人確認、特定受任行為の代理等、代表者等、本人確認記録又は疑わしい取引の届出をいう。			
（法第二条第二項第二十九号に規定する政令で定める者）				（法第二条第二項第二十九号に規定する政令で定める者）			
第二条 法第二条第二項第二十九号に規定する政令で定める者は、資金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者とする。				第二条 法第二条第二項第二十八号に規定する政令で定める者は、資金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者とする。			
（法第二条第二項第三十七号に規定する政令で定める賃貸）				（法第二条第二項第三十四号に規定する政令で定める賃貸）			
第三条 法第二条第二項第三十七号に規定する政令で定める賃貸は、次の要件を満たす賃貸とする。				第三条 法第二条第二項第三十四号に規定する政令で定める賃貸は、次の要件を満たす賃貸とする。			
一 賃貸に係る契約が、当該賃貸の期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定				一 賃貸に係る契約が、当該賃貸の期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定			

めるものであること。

二 貸貸を受ける者が当該貸貸に係る機械類その他の物品の使用からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該物品の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

(貴金属等)

第四条 法第二条第二項第四十号に規定する政令で定める貴金属は、金、白金、銀及びこれらの合金とする。

2 法第二条第二項第四十号に規定する政令で定める宝石は、ダイヤモンドその他の中貴石、半貴石及び真珠とする。

(顧客に準ずる者)

第五条 法第二条第三項に規定する顧客に準ずる者として政令で定める者は、信託の受益者（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）

第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。）、同法第六条の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約（以下単に「勤労者財産形成給付金契約」という。）、同法第六条の三第一項に規定する勤労者財産形成基金契約（以下単に「勤労者財産形成基金契約」という。）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五条第三項に規定する資産管理運用契約、企業年金基金が同法第六十六条第一項の規定により締結する同法第六十五条第一項各号に掲げる契約及び同法第六十六条第二項

めるものであること。

二 貸貸を受ける者が当該貸貸に係る機械類その他の物品の使用からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該物品の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

(貴金属等)

第四条 法第二条第二項第三十七号に規定する政令で定める貴金属は、金、白金、銀及びこれらの合金とする。

2 法第二条第二項第三十七号に規定する政令で定める宝石は、ダイヤモンドその他の中貴石、半貴石及び真珠とする。

(顧客に準ずる者)

第五条 法第四条第一項に規定する顧客に準ずる者として政令で定める者は、信託の受益者（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）

第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。）、同法第六条の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約（以下単に「勤労者財産形成給付金契約」という。）、同法第六条の三第一項に規定する勤労者財産形成基金契約（以下単に「勤労者財産形成基金契約」という。）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五条第三項に規定する資産管理運用契約、企業年金基金が同法第六十六条第一項の規定により締結する同法第六十五条第一項各号に掲げる契約及び同法第六十六条第二項

に規定する信託の契約（以下「資産管理運用契約等」という。）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五十一条第一項の規定により締結する加入者保護信託契約、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八条第二項に規定する資産管理契約（以下単に「資産管理契約」という。）その他主務省令で定める契約に係るものと除く。）とする。

（削る。）

に規定する信託の契約（以下「資産管理運用契約等」という。）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五十一条第一項の規定により締結する加入者保護信託契約、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八条第二項に規定する資産管理契約（以下単に「資産管理契約」という。）その他主務省令で定める契約に係るものと除く。）とする。

（法第四条第一項に規定する政令で定める外国人）

第六条 法第四条第一項に規定する本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものは、本邦に在留する外国人であつて、その所持する旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券をいう。）又は乗員手帳（出入国管理及び難民認定法第二条第六号に掲げる乗員手帳をいう。）の記載によつて当該外国人のその属する国における住居を確認することができないものとする。

（金融機関等の特定業務）

第六条 法別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

一 法第二条第二項第一号から第七号まで及び第十四号から第二十号までに掲げる特定事業者、同項第二十一号に掲げる特定事業者（第七号に掲げる者を除く。）並びに同項第二十二号、第二十四号、第二十七号、第三十二号及び第三十四号に掲げる特定事業者 当該特定事業者が行う業

第七条 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

一 法第二条第二項第一号から第七号まで及び第十四号から第十九号までに掲げる特定事業者、同項第二十号に掲げる特定事業者（第七号に掲げる者を除く。）並びに同項第二十一号、第二十三号、第二十六号、第三十号及び第三十一号の二に掲げる特定事業者 当該特定事業者が行う業

二 法第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者 農業協同組合

法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号に掲げる事業

(当該特定事業者が同項第三号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。)

、同項第三号に掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）若

しくは同項第十号に掲げる事業（当該事業に附帯する事業を含む。）又

は同条第六項若しくは第七項に規定する事業に係る業務

三 法第二条第一項第十号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法（昭和

（十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号に掲げる事業（当該特定事業者が同項第四号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。）、同項第四号に掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）若しくは同項第十一号に掲げる事業（当該事業に附帯する事業を含む。）又は同条第三項から第五項までで規定する事業に係る業務

四 法第二条第二項第十一号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号に掲げる事業（当該特定事業者が同項第四号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。）若しくは同項第四号に掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）又は同条第四項から第六項までに規定する事業に係る業務

法第二条第二項第十二号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第九
十三条第一項第一号に掲げる事業（当該特定事業者が同項第二号に掲げ
る事業を併せ行う場合に限る。）、同項第二号に掲げる事業（これらの
事業に附帯する事業を含む。）若しくは同項第六号の二に掲げる事業（
当該事業に附帯する事業を含む。）又は同条第一項から第四項までに規
定する事業に係る業務

六 法第二条第二項第十三号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第九

二 法第一条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者 農業協同組合

法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第十条第一項第一号に掲げる事業

(当該特定事業者が同項第三号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。)

、同項第三号に掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）若

しくは同項第十号に掲げる事業（当該事業に附帯する事業を含む。）又

は同条第六項若しくは第七項に規定する事業に係る業務

二十三年法律第二百四十二号) 第十一条第一項第三号に掲げる事業(当該特定事業者が同項第四号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。)、同項第四号に掲げる事業(これらの事業に附帯する事業を含む。)若しくは同項第十一号に掲げる事業(当該事業に附帯する事業を含む。)又は同条第三項から第五項までに規定する事業に係る業務

四 法第二条第二項第十一号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号に掲げる事業（当該特定事業者が同項第四号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。）若しくは同項第四号に掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）又は同条第四項から第六項までに規定する事業に係る業務

五 法第二条第二項第十二号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第九
十三条第一項第一号に掲げる事業（当該特定事業者が同項第二号に掲げ
る事業を併せ行う場合に限る。）、同項第二号に掲げる事業（これらの
事業に附帯する事業を含む。）若しくは同項第六号の二に掲げる事業（
当該事業に附帯する事業を含む。）又は同条第二項から第四項までに規
定する事業に係る業務

六 法第二条第二項第十三号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第九

十七条第一項第一号に掲げる事業（当該特定事業者が同項第二号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。）若しくは同項第二号に掲げる事業（これらのことの事業に附帯する事業を含む。）又は同条第三項から第五項までに規定する事業に係る業務

七 法第二条第二項第二十一号に掲げる特定事業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者を除く。）金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業又は同条第三項に規定する投資助言・代理業に係る業務

八 法第二条第二項第二十三号に掲げる特定事業者（金融商品取引法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務

九 法第二条第二項第二十五号に掲げる特定事業者（信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する業務

十 法第二条第二項第二十六号に掲げる特定事業者（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業に係る業務

十一 法第二条第二項第二十八号に掲げる特定事業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業に係る業務

十二 法第二条第二項第二十九号に掲げる特定事業者（貸金業法第二条第一項本文に規定する貸付けの業務

十三 法第二条第二項第三十号に掲げる特定事業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業に係る業務

十七条第一項第一号に掲げる事業（当該特定事業者が同項第二号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。）若しくは同項第二号に掲げる事業（これらのことの事業に附帯する事業を含む。）又は同条第三項から第五項までに規定する事業に係る業務

七 法第二条第二項第二十号に掲げる特定事業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者を除く。）金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業又は同条第三項に規定する投資助言・代理業に係る業務

八 法第二条第二項第二十二号に掲げる特定事業者（金融商品取引法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務

九 法第二条第二項二十四号に掲げる特定事業者（信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する業務

十 法第二条第二項第二十五号に掲げる特定事業者（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業に係る業務

十一 法第二条第二項第二十七号に掲げる特定事業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業に係る業務

十二 法第二条第二項第二十八号に掲げる特定事業者（貸金業法第二条第一項本文に規定する貸付けの業務

十三 法第二条第二項第二十八号の二に掲げる特定事業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業に係る業務

十四 法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十二項に規定する商品先物取引業に係る業務

十五 法第二条第二項第三十三号に掲げる特定事業者 社債、株式等の振替に関する法律第四十五条第一項に規定する振替業

十六 法第二条第二項第三十五号に掲げる特定事業者 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）第十三条第一項各号に掲げる業務又は同法附則第二条第一項各号に掲げる業務

十七 法第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者 同号に規定する両替業務

（金融機関等の特定取引）

第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。

第八条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（第一号イからウまで、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる取引にあっては、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるもの及び本人確認済みの顧客等との取引を除く。）とする。

一 法別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イ 預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結

ロ 定期積金等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する定期積金等をいう。）の受入れを内容とする契約の締結

ハ 信託（受益権が金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第十二号から第十四号までに掲げる受益証券に

十四 法第二条第二項第二十九号に掲げる特定事業者 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十二項に規定する商品先物取引業に係る業務

十五 法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者 社債、株式等の振替に関する法律第四十五条第一項に規定する振替業

十六 法第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）第十三条第一項各号に掲げる業務又は同法附則第二条第一項各号に掲げる業務

十七 法第二条第二項第三十三号に掲げる特定事業者 同号に規定する両替業務

（金融機関等の特定取引）

第八条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（第一号イからウまで、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる取引にあっては、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるもの及び本人確認済みの顧客等との取引を除く。）とする。

一 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イ 預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結

ロ 定期積金等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する定期積金等をいう。）の受入れを内容とする契約の締結

ハ 信託（受益権が金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第十二号から第十四号までに掲げる受益証券に

表示される権利を除く。）又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）である信託及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約に係る信託を除く。以下この条において同じ。）に係る契約の締結

二 信託行為、信託法第八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行使、信託の受益権の譲渡その他の行為による信託の受益者との間の法律関係の成立（リに規定する行為に係るもの）を除く。）

ホ 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約の締結

ヘ 農業協同組合法第十条第一項第十号又は水産業協同組合法第十二条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の二第二項第一号に規定する共済に係る契約（以下「共済に係る契約」という。）の締結

ト 保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保

険契約若しくは郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の簡易

生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約（チにおいて「保険契約」という。）又は共済に係る契約に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）

、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の支払（勤労

者財産形成貯蓄契約等、勤労者財産形成給付金契約、勤労者財産形成基金契約、資産管理運用契約等及び資産管理契約に基づくものを除く。）

表示される権利を除く。）又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）である信託及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約に係る信託を除く。以下この条において同じ。）に係る契約の締結

二 信託行為、信託法第八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行使、信託の受益権の譲渡その他の行為による信託の受益者との間の法律関係の成立（リに規定する行為に係るもの）を除く。）

ホ 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約の締結

ヘ 農業協同組合法第十条第一項第十号又は水産業協同組合法第十二条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の二第二項第一号に規定する共済に係る契約（以下「共済に係る契約」という。）の締結

ト 保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保

険契約若しくは郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の簡易

生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約（チにおいて「保険契約」という。）又は共済に係る契約に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）

、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の支払（勤労

者財産形成貯蓄契約等、勤労者財産形成給付金契約、勤労者財産形成基金契約、資産管理運用契約等及び資産管理契約に基づくものを除く。）

チ 保険契約又は共済に係る契約の契約者の変更

リ 金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで若しくは第十号に掲げる行為又は同項第七号から第九号までに掲げる行為により顧客等に有価証券（同条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下同じ。）を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結

ヌ 金融商品取引法第二十八条第三項各号又は第四項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結（当該契約により金銭の預託を受けない場合を除く。）

ル 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理を行うことを内容とする契約の締結

ヲ 無尽業法（昭和六年法律第四十一号）第一条に規定する無尽に係る契約の締結

ワ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約の締結又はその代理若しくは媒介

力 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を内容とする契約の締結

ヨ 商品先物取引法第二条第二十二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結

タ 現金、持参人払式小切手（小切手法（昭和八年法律第五十七号）第

五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに

チ 保険契約又は共済に係る契約の契約者の変更

リ 金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで若しくは第十号に掲げる行為又は同項第七号から第九号までに掲げる行為により顧客等に有価証券（同条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下同じ。）を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結

ヌ 金融商品取引法第二十八条第三項各号又は第四項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結（当該契約により金銭の預託を受けない場合を除く。）

ル 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理を行うことを内容とする契約の締結

ヲ 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する無尽に係る契約の締結

ワ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約の締結又はその代理若しくは媒介

力 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を内容とする契約の締結

ヨ 商品先物取引法第二条第二十二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結

タ 現金、持参人払式小切手（小切手法（昭和八年法律第五十七号）第

五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに

限る。）、自己宛小切手（同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がなものに限る。以下タにおいて同じ。）又は無記名の公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。）の本券若しくは利札の受払いをする取引（本邦通貨と外国通貨の両替並びに旅行小切手の販売及び買取りを除く。）であつて、当該取引の金額が二百万円（現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、十万円）を超えるもの

レ 他の特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十号に掲げる特定事業者に限る。）が行う為替取引（当該他の特定事業者がソに規定する契約に基づき行うものを除く。）のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻しであつて、当該払戻しの金額が十万円を超えるもの

ソ イに掲げる取引を行うことなく為替取引又は自己宛小切手（小切手法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいう。）の振出しを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結ツ 貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約の締結

ネ 社債、株式等の振替に関する法律第十二条第一項又は第四十四条第一項の規定による社債等の振替を行うための口座の開設を行うことを内容とする契約の締結

ナ 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第七条第一項の規定による電子記録を行うことを内容とする契約の締結
ラ 保護預りを行うことを内容とする契約の締結
ム 二百万円を超える本邦通貨と外国通貨の両替又は二百万円を超える

限る。）、自己宛小切手（同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がるものに限る。以下タにおいて同じ。）又は無記名の公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。）の本券若しくは利札の受払いをする取引であつて、当該取引の金額が二百万円（現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、十万円）を超えるもの

レ 他の特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第二十八号の二に掲げる特定事業者に限る。）が行う為替取引（当該他の特定事業者がソに規定する契約に基づき行うものを除く。）のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻しであつて、当該払戻しの金額が十万円を超えるもの

ソ イに掲げる取引を行うことなく為替取引又は自己宛小切手（小切手法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいう。）の振出しを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結ツ 貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約の締結

ネ 社債、株式等の振替に関する法律第十二条第一項又は第四十四条第一項の規定による社債等の振替を行うための口座の開設を行うことを内容とする契約の締結

ナ 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第七条第一項の規定による電子記録を行うことを内容とする契約の締結
ラ 保護預りを行うことを内容とする契約の締結
ム 二百万円を超える本邦通貨と外国通貨の両替又は二百万円を超える

旅行小切手の販売若しくは買取り

ウ 外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。）の業務の代理又は媒介として行うイ、ロ、カ若しくはソに掲げる取引（ソに掲げる取引にあつては、為替取引に係るものに限る。）又は

イ、ロ、カ若しくはソに規定する契約（ソに規定する契約にあつては、為替取引に係るものに限る。）に基づく取引

二 法別表第二条第二項第三十七号に掲げる者の項 同項に規定する賃貸借契約の締結

ウ 外国銀行（銀行法第十条第一項第八号に規定する外国銀行をいう。）の業務の代理又は媒介として行うイ、ロ、カ若しくはソに掲げる取引（ソに掲げる取引にあつては、為替取引に係るものに限る。）又はイ、ロ、カ若しくはソに規定する契約（ソに規定する契約にあつては、為替取引に係るものに限る。）に基づく取引

ヰ イからハまで、チからヨまで又はソからラまでに規定する契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの

二 法第四条第一項の表第二条第二項第三十四号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イ 法第四条第一項の表第二条第二項第三十四号に掲げる者の項に規定する賃貸借契約の締結

ロ イに規定する契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの

三 法別表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項 同項に規定する契約の締結

三 法第四条第一項の表第二条第二項第三十五号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イ 法第四条第一項の表第二条第二項第三十五号に掲げる者の項に規定する契約の締結

ロ イに規定する契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの

四 法別表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項 同項に規定する売買契約の締結又はその代理若しくは媒介

イ 法第四条第一項の表第二条第二項第三十六号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イ 法第四条第一項の表第二条第二項第三十六号に掲げる者の項に規定する売買契約の締結又はその代理若しくは媒介

五 法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項、その代金の額が二百万円を超える貴金属等（法第二条第二項第四十号に規定する貴金属等をいう。以下同じ。）の売買契約の締結

口 イに規定する契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの

五 法第四条第一項の表第二条第二項第三十七号に掲げる者の項、次のいずれかに該当する取引

イ その代金の額が二百万円を超える貴金属等（法第二条第二項第三十七号に規定する貴金属等をいう。以下同じ。）の売買契約の締結

口 イに規定する契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの

六 法別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項、同項に規定する契約の締結

六 法第四条第一項の表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項、次のいずれかに該当する取引

イ 法第四条第一項の表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項に規定する契約の締結

口 イに規定する契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの

2 特定事業者が前項第一号ハ又はニに掲げる取引を行う場合において、信託の受益者が特定されていないとき若しくは存在しないとき、信託の受益者

者が受益の意思表示をしていないとき又は信託の受益者の受益権に停止条件若しくは期限が付されているときは、特定事業者が当該受益者の特定若しくは存在、当該受益の意思表示又は当該停止条件の成就若しくは当該期限の到来を知った時に当該受益者について同号ニに規定する法律関係が成立したものとみなして、同号ニの規定を適用する。

（司法書士等の特定業務）

第八条 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄各号列記以外

（司法書士等の特定業務）

第九条 法第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項の中欄各

の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

号列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 租税の納付

二 罰金、科料、追徴に係る金銭又は保釈に係る保証金の納付

三 過料の納付

四 成年後見人、保険業法第二百四十二条第二項又は第四項の規定により選任される保険管理人その他法律の規定により人又は法人のために当該人又は法人の財産の管理又は处分を行う者として裁判所又は主務官庁により選任される者がその職務として行う当該人又は法人の財産の管理又は処分

2 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する

政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一 株式会社 次のいづれかの事項

イ 設立

ロ 組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転

ハ 定款の変更

ニ 取締役若しくは執行役の選任又は代表取締役若しくは代表執行役の選定

選定

二 持分会社 次のいづれかの事項

イ 設立

ロ 組織変更、合併又は合同会社にあつては、会社分割

ハ 定款の変更

一 租税の納付

二 罰金、科料、追従に係る金銭又は保釈に係る保証金の納付

三 過料の納付

四 成年後見人、保険業法第二百四十二条第二項又は第四項の規定により選任される保険管理人その他法律の規定により人又は法人のために当該人又は法人の財産の管理又は处分を行う者として裁判所又は主務官庁により選任される者がその職務として行う当該人又は法人の財産の管理又は処分

2 法第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する

政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一 株式会社 次のいづれかの事項

イ 設立

ロ 組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転

ハ 定款の変更

ニ 取締役若しくは執行役の選任又は代表取締役若しくは代表執行役の選定

選定

二 持分会社 次のいづれかの事項

イ 設立

ロ 組織変更、合併又は合同会社にあつては、会社分割

ハ 定款の変更

二 業務を執行する社員又は持分会社を代表する社員の選任

3 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する

会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものは、次に掲げる

ものとする。

一 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）

）第二条第十二項に規定する投資法人

二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第一条第二項に規定する特定非営利活動法人

三 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社

四 一般社団法人又は一般財団法人

五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條に規定する組合契約によって成立する組合

六 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合

七 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合

八 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合

九 信託法第二条第十二項に規定する限定責任信託

4 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一 前項第一号に掲げる法人 次のいずれかの事項

二 業務を執行する社員又は持分会社を代表する社員の選任

3 法第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものは、

次に掲げるものとする。

一 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）

）第二条第十二項に規定する投資法人

二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人

三 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社

四 一般社団法人又は一般財団法人

五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條に規定する組合契約によって成立する組合

六 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合

七 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合

八 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合

九 信託法第二条第十二項に規定する限定責任信託

4 法第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一 前項第一号に掲げる法人 次のいずれかの事項

(削る。)

二 前項第二号に掲げる法人 次のいずれかの事項

　二 執行役員の選任

　　ハ 規約の変更

　　二 口 設立

　　イ 合併

　　ハ 定款の変更

　　二 理事の選任

　　三 前項第三号に掲げる法人 次のいずれかの事項

　　イ 設立

　　ロ 定款の変更

　　ハ 取締役の選任又は代表取締役の選定

四 前項第四号に掲げる法人 次のいずれかの事項

　二 設立

　　ロ 合併

　　ハ 定款の変更

二 理事の選任又は代表理事の選定

二 前項第二号に掲げる法人 次のいずれかの事項
　イ 執行役員の選任

　ハ 規約の変更

　　ロ 合併

　　ハ 定款の変更

　　ニ 理事の選任

　　イ 設立

　　ロ 定款の変更

　　ハ 取締役の選任又は代表取締役の選定

三 前項第三号に掲げる法人 次のいずれかの事項
　イ 設立

　　ロ 合併

　　ハ 定款の変更

四 前項第四号に掲げる法人 次のいずれかの事項
　イ 設立

　　ロ 合併

　　ハ 定款の変更

　　ニ 理事の選任又は代表理事の選定

ホ 特例無限責任中間法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この号において「整備法」という。）第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人をいう。）にあつては、整備法第三十条の規定による名称の変更

ホ 特例民法法人（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいう。）にあつては、同法第四十四条又は第四十五条の規定による公益社団法人若しくは公益財團法人又は通常の一般社団法人若しくは一般財團法人への移行

五 前項第五号から第八号までに掲げる組合 組合契約の締結又は変更
六 前項第九号に掲げる信託 次のいずれかの事項

- イ 信託行為
- ロ 信託の変更、併合又は分割
- ハ 受託者の変更

（司法書士等の特定取引）

第九条 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項から第二条第二項第四十六号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は、特定受任行為の代理等（同表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は处分に係る特定受任行為の代理等にあつては、当該財産の価額が二百万円以下のものを除く。）を行ふことを内容とする契約の締結（犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。

（法第四条第一項第一号に規定する政令で定める外国人）

第十条 法第四条第一項第一号に規定する本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものは、本邦に在留する外国人であつて、その所持する旅券

ヘ 特例民法法人（整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいう。）にあつては、整備法第四十四条又は第四十五条の規定による

公益社団法人若しくは公益財團法人又は通常の一般社団法人若しくは一般財團法人への移行

五 前項第五号から第八号までに掲げる組合 組合契約の締結又は変更
六 前項第九号に掲げる信託 次のいずれかの事項

- イ 信託行為
- ロ 信託の変更、併合又は分割
- ハ 受託者の変更

（司法書士等の特定取引）

第十条 法第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項から第二条第二項第四十三号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は、

(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) 第二条第五号に掲げる旅券をいう。) 又は乗員手帳(出入国管理及び難民認定法第二条第六号に掲げる乗員手帳をいう。)の記載によつて当該外国人のその

属する国における住居を確認することができないものとする。

次の各号のいずれかに該当する取引とする。

- 一 特定受任行為の代理等(法第四条第一項の表第一条第二項第四十号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は处分に係る特定受任行為の代理等にあつては、当該財産の価額が一百万円以下のものを除く。)を行うことを内容とする契約の締結(犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるもの及び本人確認済みの顧客等との取引を除く。)
- 二 特定受任行為の代理等を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの

(法第四条第二項に規定する政令で定める額)

第十一條 法第四条第二項に規定する政令で定める額は、二百万円とする。

(本人確認済みの顧客等との取引等)

第十一條 第八条及び前条第一号に規定する「本人確認済みの顧客等との取引」とは、次に掲げる場合における顧客等(法第四条第二項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下この項(第二号、第四号及び第六号を除く。)及び次項において同じ。)との取引であつて、当該特定事業者(第三号及び第四号に掲げる場合にあつては、これらの号に規定する他の特定事業者)が、主務省令で定めるところにより、当該顧客等が既に本人確認を行つている顧客等であることを確かめる措置をとつたものをいう。

- 一 当該特定事業者が顧客等について既に本人確認を行つており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合
- 二 当該特定事業者が次条各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)に掲げるものと既に取引を行つたことがあり、その際に法第四条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認を行つて

おり、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

三 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して第八条第一項第一号に定める取引（同号半に該当するものを除く。次号において同じ。）を行う場合において、当該他の特定事業者が顧客等について既に本人確認を行つており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

四 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して第八条第一項第一号に定める取引を行う場合において、当該他の特定事業者が次条各号に掲げるものと既に取引を行つたことがあり、その際に法第四条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認を行つており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

五 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継する場合において、当該他の特定事業者が顧客等について既に本人確認を行つており、かつ、当該特定事業者に対し当該本人確認について作成した本人確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該本人確認記録を保存している場合

六 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継する場合において、当該他の特定事業者が次条各号に掲げるものと既に取引を行つたことがあり、その際に法第四条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認を行つており、かつ、当該特定事業者に対し当該本人確認について作成した本人確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該本人確認記録を保存している場合

第八条第一項及び前条第二号に規定する「なりすまし等が疑われる取引

「とは、次の各号のいずれかに該当する取引をいう。

- 一 取引の相手方が契約時本人確認（第八条第一項第一号半、第二号口、第三号口、第四号口、第五号口及び第六号口並びに前条第二号に規定する契約の締結に際して行われた本人確認（当該契約の締結が前項の本人確認済みの顧客等との取引に該当する場合にあっては、既に行われた同項の本人確認）をいう。次号において同じ。）に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引
- 二 契約時本人確認が行われた際に本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等又は代表者等との取引

（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引等）

第十二条 法第四条第二項第一号に規定する政令で定める取引は、その締結が同条第一項に規定する特定取引に該当することとなる契約に基づく取引であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 その取引の相手方が当該契約の締結に際して行われた取引時確認（当該契約の締結が他の取引の際に既に取引時確認を行つてある顧客等との間で行う取引であるため法第四条第三項の規定により同条第一項の規定を適用しないこととされる取引に該当する場合にあっては、当該取引時確認。次号において「契約時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引
- 二 契約時確認が行われた際に当該契約時確認に係る事項を偽つていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽つていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行う取引

法第四条第二項第二号に規定する政令で定める国又は地域は、次に掲げ

るとおりとする。

二 北朝鮮
一 イラン

(既に確認を行つてある顧客等との取引に準ずる取引等)

第十三条 法第四条第三項に規定する顧客等との取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

- 一 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して行う第七条第一項第一号に定める取引であつて、当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認（当該他の特定事業者が当該取引時確認について法第六条の規定による確認記録（同条第一項に規定する確認記録をいう。次号において同じ。）の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行つてある顧客等との間で行うもの

- 二 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認を行つてある顧客等との間で行う取引（当該他の特定事業者が当該特定事業者に対し当該取引時確認について法第六条第一項の規定により作成した確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該確認記録の保存をしている場合におけるものに限る。）

- 2 法第四条第三項に規定する政令で定めるものは、当該特定事業者（前項第一号に掲げる取引にあつては、同号に規定する他の特定事業者）が、主務省令で定めるところにより、その顧客等が既に取引時確認を行つてある顧客等であることを確かめる措置をとつた取引（当該取引の相手方が当該取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましてある疑いがあるもの

及び当該取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽つて
た疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽つていた疑いがある顧
客等を含む。）との間で行うものを除く。）とする。

（法第四条第五項に規定する政令で定めるもの）

第十四条 法第四条第五項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるもの
とする。

（国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもの
とする。）

一 国

二 地方公共団体

三 人格のない社団又は財団

四 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定
する独立行政法人

二 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二
分の一以上を出資している法人（前号、次号及び第五号に掲げるものを
除く。）

三 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又
は我が国が加盟している国際機関

四 勤労者財産形成貯蓄契約等を締結する勤労者

五 金融商品取引法施行令（昭和四十一年政令第三百二十一号）第二十七条
の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第六十七条の十八第四号に
規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者

六 前各号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定めるもの

七 勤労者財産形成貯蓄契約等を締結する勤労者

八 金融商品取引法施行令（昭和四十一年政令第三百二十一号）第二十七条
の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第六十七条の十八第四号に
規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者

九 前各号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定めるもの

(少額の取引等)

第十五条 法第七条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 財産移転（財産に係る権利の移転及び財産の占有の移転をいう。以下この条において同じ。）を伴わない取引
- 二 その価額が一万円以下の財産の財産移転に係る取引

三 前号に掲げるもののほか、次のイ又はロに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める取引

- イ 法第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる特定事業者 二百万円以下の本邦通貨間の両替又は二百万円以下の本邦通貨と外国通貨の両替若しくは二百万円以下の旅行小切手の販売若しくは買取り
- ロ 法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者 その代金の額が二百万円以下の貴金属等の売買

四 前三号に掲げるもののほか、財産移転を把握するために法第七条第一項に規定する記録を作成する必要がない取引として主務省令で定めるもの

- 2 法第七条第二項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は、次に掲げるものとする。

一 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が二百万円以下のもの

二 前号に掲げるもののほか、財産移転を把握するために法第七条第二項に規定する記録を作成する必要がない特定受任行為の代理等として主務省令で定めるもの

(少額の取引等)

第十三条 法第七条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 財産移転（財産に係る権利の移転及び財産の占有の移転をいう。以下この条において同じ。）を伴わない取引
- 二 その価額が一万円以下の財産の財産移転に係る取引

三 前号に掲げるもののほか、次のイ又はロに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める取引

- イ 法第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる特定事業者 二百万円以下の本邦通貨間の両替又は二百万円以下の本邦通貨と外国通貨の両替若しくは二百万円以下の旅行小切手の販売若しくは買取り
- ロ 法第二条第二項第三十七号に掲げる特定事業者 その代金の額が二百万円以下の貴金属等の売買

四 前三号に掲げるもののほか、財産移転を把握するために法第七条第一項に規定する記録を作成する必要がない取引として主務省令で定めるもの

- 2 法第七条第二項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は、次に掲げるものとする。

一 法第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が二百万円以下のもの

二 前号に掲げるもののほか、財産移転を把握するために法第七条第二項に規定する記録を作成する必要がない特定受任行為の代理等として主務省令で定めるもの

(疑わしい取引の届出の方法等)

第十六条 疑わしい取引の届出をしようとする特定事業者は、文書その他主務省令で定める方法により、主務省令で定める様式に従つて、疑わしい取引の届出をしなければならない。

2 法第八条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 疑わしい取引の届出を行う特定事業者の名称及び所在地
- 二 疑わしい取引の届出の対象となる取引（以下この項において「対象取引」という。）が発生した年月日及び場所
- 三 対象取引が発生した業務の内容
- 四 対象取引に係る財産の内容
- 五 特定事業者において知り得た対象取引に係る法第四条第一項各号に掲げる事項
- 六 疑わしい取引の届出を行う理由
- 七 その他主務省令で定める事項

(通知義務の対象とならない外国為替取引の方法)

第十七条 法第九条第一項に規定する政令で定める方法は、小切手又は手形の振出しその他これらに準ずるものとして主務省令で定める方法とする。

(協議の求めの方法)

第十八条 法第十八条第五項の規定による協議の求めは、文書又はファクシミリ装置による通信により行うものとする。

(疑わしい取引の届出の方法等)

第十四条 疑わしい取引の届出をしようとする特定事業者は、文書その他主務省令で定める方法により、主務省令で定める様式に従つて、疑わしい取引の届出をしなければならない。

2 法第九条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 疑わしい取引の届出を行う特定事業者の名称及び所在地
- 二 疑わしい取引の届出の対象となる取引（以下この条において「対象取引」という。）が発生した年月日及び場所
- 三 対象取引が発生した業務の内容
- 四 対象取引に係る財産の内容
- 五 対象取引に係る顧客等又は代表者等の氏名又は名称及び住所又は居所
- 六 疑わしい取引の届出を行う理由
- 七 その他主務省令で定める事項

(通知義務の対象とならない外国為替取引の方法)

第十五条 法第十条第一項に規定する政令で定める方法は、小切手又は手形の振出しその他これらに準ずるものとして主務省令で定める方法とする。

(協議の求めの方法)

第十六条 法第十七条第五項の規定による協議の求めは、文書又はファクシミリ装置による通信により行うものとする。

(方面公安委員会への権限の委任)

第十九条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。この場合において、法第八条第三項の規定による国家公安委員会への通知は、道公安委員会を経由して行うものとする。

(証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任等)

第二十条 法第二十一条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）のうち、法第二条第二項第二十二号、第三十二号及び第三十三号に掲げる特定事業者に対する法第十四条及び第十五条第一項に定めるものは、証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

2 証券取引等監視委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告しなければならない。

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十一条 法第二十一条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「金融庁長官権限」という。）のうち法第十四条、第十五条第一項、第十六条及び第十七条に定めるもの（登録金融機関業務（法第二十一条第三項に規定する登録金融機関業務をいう。次項において同じ。）に係る事項に事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査・是正命令等権限」とい

(方面公安委員会への権限の委任)

第十七条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。この場合において、法第九条第三項の規定による国家公安委員会への通知は、道公安委員会を経由して行うものとする。

(証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任等)

第十八条 法第二十条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）のうち、法第二条第二項第二十一号、第三十号及び第三十一号に掲げる特定事業者に対する法第十三条及び第十四条第一項に定めるものは、証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

2 証券取引等監視委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告しなければならない。

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十九条 法第二十条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「金融庁長官権限」という。）のうち法第十三条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条に定めるもの（登録金融機関業務（法第二十条第三項に規定する登録金融機関業務をいう。次項において同じ。）に係る事項に規定する登録金融機関業務を除く。以下「金融庁長官検査・是正命令等権限」という。）に係る

う。）で、法第二条第二項第一号、第二号、第六号、第二十四号、第五号及び第三十号に掲げる特定事業者（以下この条において「銀行等」という。）に対するものは、その本店（銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

- 2 金融庁長官権限のうち法第十四条及び第十五条第一項に定めるもの（登録金融機関業務に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査等権限」という。）で、銀行等の本店等以外の事務所、営業所その他の施設（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、前項に規定する財務局長及び福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行使することができる。
- 3 前項の規定により銀行等の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該銀行等の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（労働金庫等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

（労働金庫等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十二条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、法第二条第二項第四号及び第

（労働金庫等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、法第二条第二項第四号及び第

で、法第二条第二項第一号、第二号、第六号、第二十三号、二十四号及び第二十八号の二に掲げる特定事業者（以下この条において「銀行等」という。）に対するものは、その本店（銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

- 2 金融庁長官権限のうち法第十三条及び第十四条第一項に定めるもの（登録金融機関業務に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査等権限」という。）で、銀行等の本店等以外の事務所、営業所その他の施設（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、前項に規定する財務局長及び福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行使することができる。
- 3 前項の規定により銀行等の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該銀行等の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

五号に掲げる特定事業者に対する法第十四条及び第十五条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

2

金融庁長官は、前項の規定によりその権限を単独に行使したときは、速やかに、その結果を厚生労働大臣に通知するものとする。

3

厚生労働大臣は、第一項の規定によりその権限を単独に行使したときは、速やかに、その結果を金融庁長官に通知するものとする。

4

法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

5

法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限並びに法第十四条及び第十五条第一項に定める厚生労働大臣の権限に属する事務は、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者（以下この条において「都道府県労働金庫」という。）に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官又は厚生労働大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

6

都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十四条の規定により都道府県労働金庫から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十五条第一項の規定により都道府県労働金庫の検査を行つた場合には、その結果を金融庁長官及び厚生労働大臣に報告しなければならない。

7

法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者が行う疑わしい取引の届出を

号に掲げる特定事業者に対する法第十三条及び第十四条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

2

金融庁長官は、前項の規定によりその権限を単独に行使したときは、速やかに、その結果を厚生労働大臣に通知するものとする。

3

厚生労働大臣は、第一項の規定によりその権限を単独に行使したときは、速やかに、その結果を金融庁長官に通知するものとする。

4

法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

5

法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限並びに法第十三条及び第十四条第一項に定める厚生労働大臣の権限に属する事務は、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者（以下この条において「都道府県労働金庫」という。）に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官又は厚生労働大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

6

都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十三条の規定により都道府県労働金庫から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十四条第一項の規定により都道府県労働金庫の検査を行つた場合には、その結果を金融庁長官及び厚生労働大臣に報告しなければならない。

受ける事務は、都道府県労働金庫に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。

（農業協同組合等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十三条 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者（以下この条において「農業協同組合等」という。）並びに同項第十号から第十三号までに掲げる特定事業者（以下この条において「漁業協同組合等」という。）に対する法第十四条及び第十五条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限行使することを妨げない。この場合においては、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 農業協同組合等及び漁業協同組合等に対する金融庁長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限行使することを妨げない。

3 農業協同組合等に対する法第十四条及び第十五条第一項に定める農林水産大臣の権限（地方農政局の管轄区域を越えない区域を地区とする農業協同組合等（以下この項において「地方農業協同組合」という。）に対するものに限る。）は、地方農業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限行使することを妨げない。

4 農業協同組合等及び漁業協同組合等に対する金融庁長官検査等権限並びに法第十四条及び第十五条第一項に定める農林水産大臣の権限に属する事

受ける事務は、都道府県労働金庫に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。

（農業協同組合等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十一条 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者（以下この条において「農業協同組合等」という。）並びに同項第十号から第十三号までに掲げる特定事業者（以下この条において「漁業協同組合等」という。）に対する法第十三条及び第十四条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限行使することを妨げない。この場合においては、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 農業協同組合等及び漁業協同組合等に対する金融庁長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限行使することを妨げない。

3 農業協同組合等に対する法第十三条及び第十四条第一項に定める農林水産大臣の権限（地方農政局の管轄区域を越えない区域を地区とする農業協同組合等（以下この項において「地方農業協同組合」という。）に対するものに限る。）は、地方農業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限行使することを妨げない。

4 農業協同組合等及び漁業協同組合等に対する金融庁長官検査等権限並びに法第十三条及び第十四条第一項に定める農林水産大臣の権限に属する事

務は、都道府県の区域を地区とする法第二条第二項第九号、第十一号又は

第十三号に掲げる特定事業者（以下この条において「都道府県連合会」という。）に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、

金融庁長官又は農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

5 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十四条の規定により都道府県連合会から報告を徴し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、

又は法第十五条第一項の規定により都道府県連合会の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。

6 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第十四条の規定により都道府県連合会から報告を徴し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、又は法第十

五条第一項の規定により都道府県連合会の検査を行った場合には、その結果を関係都道府県知事に通知するものとする。

（農林中央金庫に係る取引に関する行政庁の権限行使）

第二十四条 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第二条第二項第十四号に掲げる特定事業者に対する法第十四条及び第十五条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、第二十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

（株式会社商工組合中央金庫に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十五条 金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣は、法第二条第一項第十五号に掲げる特定事業者に対する法第十四条及び第十五条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限）を行使す

務は、都道府県の区域を地区とする法第二条第二項第九号、第十一号又は

第十三号に掲げる特定事業者（以下この条において「都道府県連合会」という。）に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、

金融庁長官又は農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

5 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十三条の規定により都道府県連合会から報告を徴し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、

又は法第十四条第一項の規定により都道府県連合会の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。

6 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第十三条の規定により都道府県連合会から報告を徴し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、又は法第十

四条第一項の規定により都道府県連合会の検査を行った場合には、その結果を関係都道府県知事に通知するものとする。

（農林中央金庫に係る取引に関する行政庁の権限行使）

第二十二条 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第二条第二項第十四号に掲げる特定事業者に対する法第十三条及び第十四条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、第二十条第二項及び第三項の規定を準用する。

（株式会社商工組合中央金庫に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十二条の二 金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣は、法第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者に対する法第十三条及び第十四条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限）を行使す

る場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

- 2 前項に規定する行政庁は、同項の規定によりその権限を単独行使したときは、速やかに、その結果を他の同項に規定する行政庁に通知するものとする。

- 3 法第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限は、その本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

- 4 第二十二条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で法第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者の本店以外の営業所その他の施設に対するものについて準用する。

（株式会社日本政策投資銀行に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

- 第二十六条 金融庁長官及び財務大臣は、法第二条第二項第十六号に掲げる特定事業者に対する法第十四条及び第十五条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、第二十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

- 2 法第二条第二項第十六号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限は、その本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

- 3 第二十二条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で法第二条

- 2 前項に規定する行政庁は、同項の規定によりその権限を単独行使したときは、速やかに、その結果を他の同項に規定する行政庁に通知するものとする。

- 3 法第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限は、その本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

- 4 第十九条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で法第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者の本店以外の営業所その他の施設に対するものについて準用する。

（株式会社日本政策投資銀行に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

- 第二十二条の三 金融庁長官及び財務大臣は、法第二条第二項第十五号の二に掲げる特定事業者に対する法第十三条及び第十四条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、第二十条第二項及び第三項の規定を準用する。

- 2 法第二条第二項第十五号の二に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限は、その本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

- 3 第十九条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で法第二条

条第二項第十六号に掲げる特定事業者の本店以外の営業所その他の施設に対するものについて準用する。

(保険会社等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十七条 法第二条第二項第十七号及び第十八号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限並びに同項第十九号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査・是正命令等権限は、その本店又は主たる事務所若しくは保険業法第一百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗(以下この条において「本店等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第二十二条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で法第二条第二項第十七号から第十九号までに掲げる特定事業者の本店等以外の営業所、事務所その他の施設に対するものについて準用する。

(金融商品取引業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十八条 金融庁長官権限のうち法第十四条、第十六条及び第十七条に定めるもので、法第二条第二項第一号から第十八号まで、第二十七号及び第二十九号に掲げる特定事業者(金融商品取引法第三十三条の二に規定する登録を受けた者に限る。)並びに同項第二十一号から第二十三号までに掲げる特定事業者(以下この条において「金融商品取引業者等」という。)に対するものは、その本店又は主たる事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この

第二項第十五号の二に掲げる特定事業者の本店以外の営業所その他の施設に対するものについて準用する。

(保険会社等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十三条 法第二条第二項第十六号及び第十七号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限並びに同項第十八号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査・是正命令等権限は、その本店又は主たる事務所若しくは保険業法第一百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗(以下この条において「本店等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第十九条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で法第二条第二項第十六号から第十八号までに掲げる特定事業者の本店等以外の営業所、事務所その他の施設に対するものについて準用する。

(金融商品取引業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十四条 金融庁長官権限のうち法第十三条、第十五条及び第十六条に定めるもので、法第二条第二項第一号から第十七号まで、第二十六号及び第二十八号に掲げる特定事業者(金融商品取引法第三十三条の二に規定する登録を受けた者に限る。)並びに同項第二十号から第二十二号までに掲げる特定事業者(以下この条において「金融商品取引業者等」という。)に対するものは、その本店又は主たる事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この

条において「本店等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限行使することを妨げない。

2 第二十二条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法第十四条に定めるもので金融商品取引業者等の本店等以外の営業所、事務所その他他の施設(以下この条において「支店等」という。)に対するものについて準用する。

3 金融庁長官権限のうち法第二十二条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限及び第二十条第一項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限(法第二条第二項第二十二号に掲げる特定事業者に対するものに限る。)は、金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限行使することを妨げない。

4 前項に規定する証券取引等監視委員会の権限で金融商品取引業者等の支店等に対するものについては、同項に規定する財務局長及び福岡財務支局长のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)も行使することができる。

5 前項の規定により金融商品取引業者等の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査(以下この項において「検査等」という。)を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引業者等の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認め

において「本店等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限行使することを妨げない。

2 第十九条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法第十三条に定めるもので金融商品取引業者等の本店等以外の営業所、事務所その他他の施設(以下この条において「支店等」という。)に対するものについて準用する。

3 金融庁長官権限のうち法第二十条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限及び第十八条第一項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限(法第二条第二項第二十一号に掲げる特定事業者に対するものに限る。)は、金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限行使することを妨げない。

4 前項に規定する証券取引等監視委員会の権限で金融商品取引業者等の支店等に対するものについては、同項に規定する財務局長及び福岡財務支局长のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)も行使することができる。

5 前項の規定により金融商品取引業者等の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査(以下この項において「検査等」という。)を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引業者等の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認め

たときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6 第三項の規定は、証券取引等監視委員会の指定する金融商品取引業者等に対する同項に規定する証券取引等監視委員会の権限については、適用しない。この場合における第四項の規定の適用については、同項中「同項に規定する財務局長及び福岡財務支局長」とあるのは、「証券取引等監視委員会」とする。

7 証券取引等監視委員会は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

(不動産特定共同事業者に係る取引に関する行政手の権限委任等)

第二十九条 法第二条第二項第二十六号に掲げる特定事業者（以下この条において「不動産特定共同事業者」という。）に対する金融庁長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で不動産特定共同事業者の主たる事務所以外の事務所に対するものについて準用する。

3 不動産特定共同事業者に対する金融庁長官検査等権限並びに法第十四条及び第十五条第一項に定める国土交通大臣の権限に属する事務は、その都道府県の区域内において行われるものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官及び国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

たときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6 第三項の規定は、証券取引等監視委員会の指定する金融商品取引業者等に対する同項に規定する証券取引等監視委員会の権限については、適用しない。この場合における第四項の規定の適用については、同項中「同項に規定する財務局長及び福岡財務支局長」とあるのは、「証券取引等監視委員会」とする。

7 証券取引等監視委員会は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

(不動産特定共同事業者に係る取引に関する行政手の権限委任等)

第二十五条 法第二条第二項第二十五号に掲げる特定事業者（以下この条において「不動産特定共同事業者」という。）に対する金融庁長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第十九条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で不動産特定共同事業者の主たる事務所以外の事務所に対するものについて準用する。

3 不動産特定共同事業者に対する金融庁長官検査等権限並びに法第十三条及び第十四条第一項に定める国土交通大臣の権限に属する事務は、その都道府県の区域内において行われるものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官及び国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

4 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十四条の規定により不動産特定共同事業者から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十五条第一項の規定により不動産特定共同事業者の検査を行つた場合には、その結果を金融庁長官及び国土交通大臣に報告しなければならない。

5 不動産特定共同事業者が行う疑わしい取引の届出を受ける事務は、不動産特定共同事業法第三条第一項に規定する都道府県知事の許可を受けた者に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。

(貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十条 法第二条第二項第二十八号に掲げる特定事業者（以下この条において「貸金業者」という。）に対する金融庁長官検査・是正命令等権限は、その主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第二十二条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で貸金業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所に対するものについて準用する。

3 貸金業者に対する金融庁長官検査等権限に属する事務は、貸金業法第三条第一項に規定する都道府県知事の登録を受けた者（以下この条において「都道府県貸金業者」という。）に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

4 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十三条の規定により不動産特定共同事業者から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十四条第一項の規定により不動産特定共同事業者の検査を行つた場合には、その結果を金融庁長官及び国土交通大臣に報告しなければならない。

5 不動産特定共同事業者が行う疑わしい取引の届出を受ける事務は、不動産特定共同事業法第三条第一項に規定する都道府県知事の許可を受けた者に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。

(貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十六条 法第二条第二項第二十七号に掲げる特定事業者（以下この条において「貸金業者」という。）に対する金融庁長官検査・是正命令等権限は、その主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第十九条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で貸金業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所に対するものについて準用する。

3 貸金業者に対する金融庁長官検査等権限に属する事務は、貸金業法第三条第一項に規定する都道府県知事の登録を受けた者（以下この条において「都道府県貸金業者」という。）に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

4 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十四条の規定により都道府県貸金業者から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、

又は法第十五条第一項の規定により都道府県貸金業者の検査を行つた場合には、その結果を金融庁長官に報告しなければならない。

5 貸金業者が行う疑わしい取引の届出を受ける事務は、都道府県貸金業者に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。

(商品先物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十一条 法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この条において「商品先物取引業者」という。）に対する法第十四条、第十五条第一項、第十六条及び第十七条に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限は、その本店又は主たる事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長に委任する。ただし、農林水産大臣及び経済産業大臣が自らその権限行使することを妨げない。

2 法第十四条及び第十五条第一項に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限で、商品先物取引業者の本店等以外の支店その他の営業所又は事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあっては、国内における従たる営業所又は事務所。以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、前項に規定する地方農政局長及び経済産業局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長も行使することができる。

3 前項の規定により商品先物取引業者の支店等に対して報告若しくは資料

4 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十三条の規定により都道府県貸金業者から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、

又は法第十四条第一項の規定により都道府県貸金業者の検査を行つた場合には、その結果を金融庁長官に報告しなければならない。

5 貸金業者が行う疑わしい取引の届出を受ける事務は、都道府県貸金業者に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。

(商品先物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十七条 法第二条第二項第二十九号に掲げる特定事業者（以下この条において「商品先物取引業者」という。）に対する法第十三条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限は、その本店又は主たる事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長に委任する。ただし、農林水産大臣及び経済産業大臣が自らその権限行使することを妨げない。

2 法第十三条及び第十四条第一項に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限で、商品先物取引業者の本店等以外の支店その他の営業所又は事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあっては、国内における従たる営業所又は事務所。以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、前項に規定する地方農政局長及び経済産業局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長も行使することができる。

3 前項の規定により商品先物取引業者の支店等に対して報告若しくは資料

の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った地方農政局長及び経済産業局長は、当該商品先物取引業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができるとができる。

（電子債権記録機関に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第三十二条 法第二条第二項第三十四号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官権限のうち法第十四条及び第十五条第一項に定めるものは、その本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第二十二条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法第十四条及び第十五条第一項に定めるもので法第二条第二項第三十四号に掲げる特定事業者の本店以外の営業所に対するものについて準用する。

（両替業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第三十三条 法第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者（以下この条において「両替業者」という。）に対する法第十五条第一項に定める財務大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する財務大臣の権限で、両替業者の本店又は主たる事務所以

の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った地方農政局長及び経済産業局長は、当該商品先物取引業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができるとができる。

（電子債権記録機関に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十七条の二 法第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者に対する金融庁長官権限のうち法第十三条及び第十四条第一項に定めるものは、その本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第十九条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法第十三条及び第十四条第一項に定めるもので法第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者の本店以外の営業所に対するものについて準用する。

（両替業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十八条 法第二条第二項第三十三号に掲げる特定事業者（以下この条において「両替業者」という。）に対する法第十四条第一項に定める財務大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する財務大臣の権限で、両替業者の本店又は主たる事務所以

外の営業所又は事務所（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、同項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

- 3 前項の規定により両替業者の支店等に対して質問又は立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該両替業者の本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対して質問又は立入検査の必要を認めたときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対し、質問又は立入検査を行うことができる。

- 4 両替業者に対する法第十四条に定める財務大臣の権限については、前三項の規定により両替業者に関する財務局長及び福岡財務支局長に委任された質問又は立入検査の権限を行使するために必要な限度において、当該財務局長及び福岡財務支局長も行使することができる。

- 5 前各項の規定は、財務大臣の指定する両替業者に対する第一項、第二項及び前項に規定する財務大臣の権限については、適用しない。

- 6 財務大臣は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

（宅地建物取引業者に係る取引に関する行政手続の権限委任等）

第三十四条 法第二条第二項第三十九号に掲げる特定事業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）に対する法第十四条、第十五条第一項、第十六条及び第十七条に定める国土交通大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限行使することを妨げない

外の営業所又は事務所（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、同項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

- 3 前項の規定により両替業者の支店等に対して質問又は立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該両替業者の本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対して質問又は立入検査の必要を認めたときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対し、質問又は立入検査を行うことができる。

- 4 両替業者に対する法第十三条に定める財務大臣の権限については、前三項の規定により両替業者に関する財務局長及び福岡財務支局長に委任された質問又は立入検査の権限を行使するために必要な限度において、当該財務局長及び福岡財務支局長も行使することができる。

- 5 前各項の規定は、財務大臣の指定する両替業者に対する第一項、第二項及び前項に規定する財務大臣の権限については、適用しない。

- 6 財務大臣は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

（宅地建物取引業者に係る取引に関する行政手続の権限委任等）

第二十九条 法第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）に対する法第十三条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条に定める国土交通大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限行使することを妨げない

。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限で、宅地建物取引業者の支店、従たる事務所又は宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第一条の二第二号に掲げる事務所（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、同項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も行使することができる。

3 宅地建物取引業者が行う疑わしい取引の届出を受ける事務は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項に規定する国土交通大臣の免許を受けた者に関するものに限り、第一項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長が行うものとする。

（司法書士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等）

第三十五条 法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者に対する法第十一条、第十五条第一項及び第十六条に定める法務大臣の権限は、その事務所（司法書士法人にあっては、主たる事務所）の所在地を管轄する法務局及び地方法務局の長に委任する。ただし、法務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する法務大臣の権限で、法第二条第二項第四十三号に掲げる特

定事業者（司法書士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する法務局及び地方法務局の長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する法務局及び地方法務局の長も行使することができる。

。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限で、宅地建物取引業者の支店、従たる事務所又は宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第一条の二第二号に掲げる事務所（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、同項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も行使することができる。

3 宅地建物取引業者が行う疑わしい取引の届出を受ける事務は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項に規定する国土交通大臣の免許を受けた者に関するものに限り、第一項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長が行うものとする。

（司法書士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等）

第三十条 法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者に対する法第十三条、第十四条第一項及び第十五条に定める法務大臣の権限は、その事務所（司法書士法人にあっては、主たる事務所）の所在地を管轄する法務局及び地方法務局の長に委任する。ただし、法務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する法務大臣の権限で、法第二条第二項第四十号に掲げる特

定事業者（司法書士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する法務局及び地方法務局の長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する法務局及び地方法務局の長も行使することができる。

3 前項の規定により法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め若しくは質問若しくは立入検査又は指導、助言若しくは勧告（以下この条及び次条において「検査・指導等」という。）を行つた法務局又は地方法務局の長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

（税理士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等）

第三十六条 法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者に対する法第十四条、第十五条第一項及び第十六条に定める財務大臣の権限は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限行使することを妨げない。

2 前項の規定により国税庁長官に委任された権限は、当該特定事業者の事務所（税理士法人にあっては、主たる事務所）の所在地を管轄する国税局長及び税務署長に委任する。ただし、国税庁長官が自らその権限行使することを妨げない。

3 第一項に規定する財務大臣の権限で、法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者（税理士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する国税局長及び税務署長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する国税局長及び税務署長も行使することができます。

4 前項の規定により法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め若しくは質問若しくは立入

3 前項の規定により法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め若しくは質問若しくは立入検査又は指導、助言若しくは勧告（以下この条及び次条において「検査・指導等」という。）を行つた法務局又は地方法務局の長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

（税理士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等）

第三十一条 法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者に対する法第十三条、第十四条第一項及び第十五条に定める財務大臣の権限は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限行使することを妨げない。

2 前項の規定により国税庁長官に委任された権限は、当該特定事業者の事務所（税理士法人にあっては、主たる事務所）の所在地を管轄する国税局長及び税務署長に委任する。ただし、国税庁長官が自らその権限行使することを妨げない。

3 第一項に規定する財務大臣の権限で、法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者（税理士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する国税局長及び税務署長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する国税局長及び税務署長も行使することができます。

る事務所に対し検査・指導等を行つた国税局長又は税務署長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し検査・指導等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

(外国為替取引に係る通知義務に関する行政庁の権限委任等)

[第三十七条] 法第九条第一項に規定する特定事業者（以下この条において「外国為替取引業者」という。）に係る法第九条に定める事項に関する行政

府は、当該外国為替取引業者に対する法第十四条及び第十五条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあつては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する行政庁は、同項の規定によりその権限を単独に行使したときは、速やかに、その結果を当該外国為替取引業者について権限を有する他の行政庁に通知するものとする。

3 第一項に規定する行政庁たる財務大臣の権限のうち法第十五条第一項に定めるものは、外国為替取引業者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

4 前項に規定する財務大臣の権限で、外国為替取引業者の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、同項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内に

る事務所に対し検査・指導等を行つた国税局長又は税務署長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し検査・指導等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

(外国為替取引に係る通知義務に関する行政庁の権限委任等)

[第三十二条] 法第十条第一項に規定する特定事業者（以下この条において「外国為替取引業者」という。）に係る法第十条に定める事項に関する行政

府は、当該外国為替取引業者に対する法第十三条及び第十四条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあつては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する行政庁は、同項の規定によりその権限を単独に行使したときは、速やかに、その結果を当該外国為替取引業者について権限を有する他の行政庁に通知するものとする。

3 第一項に規定する行政庁たる財務大臣の権限のうち法第十四条第一項に定めるものは、外国為替取引業者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

4 前項に規定する財務大臣の権限で、外国為替取引業者の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、同項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内に

ある場合にあっては、福岡財務支局長も行使することができる。

- 5 前項の規定により外国為替取引業者の支店等に対して質問又は立入検査を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国為替取引業者の本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対して質問又は立入検査の必要を認めたときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対し、質問又は立入検査を行うことができる。

- 6 第一項に規定する行政庁たる財務大臣の権限のうち法第十四条に定めるものについては、前三項の規定により外国為替取引業者に関する財務局長及び福岡財務支局長に委任された質問又は立入検査の権限を行使するため必要な限度において、当該財務局長及び福岡財務支局長も行使することができる。

- 7 第三項から前項までの規定は、財務大臣の指定する外国為替取引業者に対する第三項、第四項及び前項に規定する財務大臣の権限については、適用しない。

- 8 第三十三条第六項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

(法定受託事務等)

- 第三十八条 第二十二条第五項から第七項まで、第二十三条第四項及び第五項、第二十九条第三項から第五項まで並びに第三十条第三項から第五項までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 2 都道府県知事が前項に規定する事務を行うこととする場合においては、法中同項に規定する事務に係る行政庁に関する規定は、都道府県知事に關

ある場合にあっては、福岡財務支局長も行使することができる。

- 5 前項の規定により外国為替取引業者の支店等に対して質問又は立入検査を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国為替取引業者の本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対して質問又は立入検査の必要を認めたときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対し、質問又は立入検査を行うことができる。

- 6 第一項に規定する行政庁たる財務大臣の権限のうち法第十三条に定めるものについては、前三項の規定により外国為替取引業者に関する財務局長及び福岡財務支局長に委任された質問又は立入検査の権限を行使するため必要な限度において、当該財務局長及び福岡財務支局長も行使することができる。

- 7 第三項から前項までの規定は、財務大臣の指定する外国為替取引業者に対する第三項、第四項及び前項に規定する財務大臣の権限については、適用しない。

- 8 第二十八条第六項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

(法定受託事務等)

- 第三十三条 第二十条第五項から第七項まで、第二十一条第四項及び第五項、第二十五条第三項から第五項まで並びに第二十六条第三項から第五項までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 2 都道府県知事が前項に規定する事務を行うこととする場合においては、法中同項に規定する事務に係る行政庁に関する規定は、都道府県知事に關

する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

附 則

(削る。)

（経過措置）

第三条 特定事業者が、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に、法第四条第一項の規定に準じ顧客等を特定するに足りる事項の確認を行い、かつ、法第六条の規定に準じ当該確認に関する記録を作成してこれを保存している場合（法附則第二条の規定による廃止前の金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第二条に規定する金融機関等が同法の規定によつてした場合を除く。）には、当該確認を本人確認と、当該記録を本人確認記録とみなして、第十一条第一項の規定を適用する。

(削る。)

第四条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の施行の日の前日までの間における次の表の上欄に掲げるこの政令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条	社債、株式等の振替に関する法律	社債等の振替に関する法律
第七条第一号 第三十号	、第二十六号及び 項第三十号	及び第二十六号並びに法附則第五条の規定により読み替えて適用する同

する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

附 則

第七条第十四号 法第一条第二項第二項第三十一号

法附則第五条の規定により読み替え

て適用する法第二条第二項第三十一

第八条第一項第一号ネ	社債、株式等の振替に関する法律第十二条第一項又は機関にあつては同法	株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第三項に規定する参加者にあつては同法第六条第二項の規定による預託に係る業務、社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関にあつては同法	株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第三項に規定する参加者にあつては同法第六条第二項の規定による預託に係る業務、社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関にあつては同法
十二条第一項又は	保管及び振替を行うための口座の開設を行うことを内容とする契約の締	第六条第一項の規定による株券等の保管及び振替に関する法律	社債、株式等の振替に関する法律

第六条第一号 同項第二二十一号 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第

第七条第一号
同項第二十号
法附則第八条の規定により読み替え
て適用する同項第二十号

第十八条第一項	、第三十号	並びに法附則第五条の規定により読み替えて適用する同項第三十号	第八条第一項第 一号ラ	締結	締結（株券等の保管及び振替に関する法律第十五条第一項の規定による口座の開設を行うことを内容とする契約の締結に該当するものを除く。）
---------	-------	--------------------------------	----------------	----	---

結、同法第十五条第一項の規定によ

る契約の締結若しくは同法第二十六条の規定による質権者に対する振替又は社債等の振替に関する法律第十

二条第一項若しくは
締結（株券等の保管及び振替に関する法律第十五条第一項の規定による口座の開設を行うことを内容とする契約の締結に該当するものを除く。)

並びに法附則第五条の規定により読

み替えて適用する同項第三十号

（経過措置）

に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の施行の日から起算して六年を経過する日までの間ににおける次の表の上欄に掲げるこの政令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十一条第一項	第六号、 並びに同項第二十 号から第二十三 号まで	する抵当証券業に係る業務 及び第六号に掲げる特定事業者、旧 金融商品取引業者並びに同項
第二十八条第一項	第六号、 並びに同項第二十 号及び第二十三 号	抵当証券業者並びに同項

(削る。)

第十九条第一項	第六号、 並びに同項第二十 号から第二十二 号まで	する抵当証券業に係る業務 及び第六号に掲げる特定事業者、旧 金融商品取引業者並びに同項
第二十四条第一項	第六号、 並びに同項第二十 号及び第二十二 号	抵当証券業者並びに同項

(地方自治法施行令の一部改正)

第六条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）の項を削り、同表に次のように加える。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令 第二十条第五項から第七項まで、第二十一条第四項及び第五項、第二十五条第三項から第五項まで並びに第二十一条第三項から第五項までの規定により都道府県が処理することとされている事務

令第号

(外国為替令の一部改正)

第七条 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の次に次の二条を加える。

(法第十八条第一項第一号に規定する政令で定める外国人)

第七条の二の二 法第十八条第一項第一号に規定する本邦内に住所又は居所を有しない外国人で政令で定めるものは、本邦に在留する外国人であつて、その所持する旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券をいう。）又は乗員手帳（出入国管理及び難民認定法第二条第六号に掲げる乗員手帳をいう。）の記載によつて当該外国人のその属する国における住所又は居所を確認することができないものとする。

第十一条の五第二項中「本人確認等（本人確認及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第三条第一項に規定する本人確認をいう。以下この項において同じ。）」を「本人確認」に改め、同項各号中「本人確認等」を「本人確認」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第八条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「（昭和三十六年法律第二百四十七号）」の下に「、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）」を加え、「、疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）」を削り、「（第二号に係る部分に限る。）」の下に「、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十七号」を加え、「、疑わしい取引の届出に関する政令第一条第一項」を削る。

第三十七条の四の五中「（平成十三年法律第五十号）」の下に「、犯罪による収益の移転防止に関する法律」を加え、「、疑わしい取引の届出に

関する政令及び」を「及び」に改め、「第三十九条の五第二項」の下に「、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十六号」を加え、「、疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項」を削る。

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第四条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第一百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三百八十七号を次のように改める。

三百八十七 削除

第四百十四号の三を第四百十四号の四とし、第四百十四号の二の次に次の二号を加える。

四百十四の三 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第九条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第一百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三百八十七号を次のように改める。

三百八十七 削除

第四百十四号の三を第四百十四号の四とし、第四百十四号の二の次に次の二号を加える。

四百十四の三 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この政令の施行の日前の犯罪行為の事実及び処分の理由とされる事実については、前条の規定による改正後の公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令第三百八十七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 この政令の施行の日前の犯罪行為の事実及び処分の理由とされる事実については、前条の規定による改正後の公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令第三百八十七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(郵政民営化法施行令の一部改正)

第十一條 郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

(削る。)

附則第十五条を削る。

(証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正)

第十二条 証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条 削除

第七十六条を次のように改める。

第七十六条 削除

(警察庁組織令の一部改正)

第十三条 警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第七号中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の規定による預金口座等の不正な利用の防止及び」を削る。

(金融庁組織令及び総務省組織令の一部改正)

(削る。)

(削る。)

第十四条 次に掲げる政令の規定中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）

二号) 第八条第一項」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第十四条第一項」に改める。

一 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第三条第二号

二 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)第一百三条第七号

(財務省組織令の一部改正)

第十五条 財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第八条第十六号中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)第二条第三十九号」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第二条第二項第三十三号」に改める。

第五十八条第十一号中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第二条第三十九号」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第三十三号」に改める。

(削る。)

○保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
（免許特定法人の引受社員に係る他の法令の適用関係）	第三十六条 法第二百四十条第二項に規定する政令で定める法令は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）、原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第百四十八号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）、商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）、貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第百四十一号）、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令（昭和五十一年政令第十一号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百四十八号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成五年政令第十九号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）及び信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）とし、宅地建物取引業法第四十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（第二条第二項第十八号、商品先物取引法施行令第二十三条第六号、第二十八条第九号及び第五十一条第十号、金融商品取引法施行令第十五条の十三、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（第七号に係る部分に限る。）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条並びに信託業法施行令第十条の規	第三十六条 法第二百四十条第二項に規定する政令で定める法令は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）、原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第百四十八号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）、商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）、貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第百四十一号）、金融商品取引法施行令（昭和四十一年政令第三百二十一号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令（昭和五十一年政令第十一号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百四十八号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成五年政令第十九号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）及び信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）とし、宅地建物取引業法第四十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（第二条第二項第十八号、商品先物取引法施行令第二十三条第六号、第二十八条第九号及び第五十一条第十号、金融商品取引法施行令第十五条の十三、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（第七号に係る部分に限る。）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条並びに信託業法施行令第十条の規
（免許特定法人の引受社員に係る他の法令の適用関係）	第三十六条 法第二百四十条第二項に規定する政令で定める法令は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）、原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第百四十八号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）、商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）、貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第百四十一号）、金融商品取引法施行令（昭和四十一年政令第三百二十一号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令（昭和五十一年政令第十一号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百四十八号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成五年政令第十九号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）及び信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）とし、宅地建物取引業法第四十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（第二条第二項第十八号、商品先物取引法施行令第二十三条第六号、第二十八条第九号及び第五十一条第十号、金融商品取引法施行令第十五条の十三、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（第七号に係る部分に限る。）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条並びに信託業法施行令第十条の規	第三十六条 法第二百四十条第二項に規定する政令で定める法令は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）、原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第百四十八号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）、商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）、貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第百四十一号）、金融商品取引法施行令（昭和四十一年政令第三百二十一号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令（昭和五十一年政令第十一号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百四十八号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成五年政令第十九号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）及び信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）とし、宅地建物取引業法第四十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（第二条第二項第十八号、商品先物取引法施行令第二十三条第六号、第二十八条第九号及び第五十一条第十号、金融商品取引法施行令第十五条の十三、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（第七号に係る部分に限る。）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条並びに信託業法施行令第十条の規

定の適用については免許特定法人の引受社員を外国保険会社等とみなし、原子力損害の賠償に関する法律第八条、原子力損害賠償補償契約に関する法律第十八条第一項、展覧会における美術品損害の補償に関する法律第十一条、貿易保険法施行令第二十五条並びに船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号のうち同一条第一項第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許を受けた者の引受社員を外国損害保険会社等とみなす。

（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）

第三十七条の四の五 法第二百七十条の六 第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律昭和四十年法律第三十四号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律

定の適用については免許特定法人の引受社員を外国保険会社等とみなし、原子力損害の賠償に関する法律第八条、原子力損害賠償補償契約に関する法律第十八条第一項、展覧会における美術品損害の補償に関する法律第十一条、貿易保険法施行令第二十五条並びに船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号のうち同一条第一項第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許を受けた者の引受社員を外国損害保険会社等とみなす。

（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）

第三十七条の四の五 法第二百七十条の六 第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律昭和四十年法律第三十四号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律

第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）、相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十九年政令第六十五号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第百九十五号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第百九十九号）、地方公務員共済組合等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、信託業法施行令、株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）及び資金決済

第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）、相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第六十五号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第百九十五号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第百九十九号）、地方公務員共済組合等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、信託業法施行令、株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）及び資金決済

に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第百十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、所得税法第百七十四条第八号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十七号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第一百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の二第十号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十第一項第二号、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、法人税法施行令第八十四条、金融商品取引法施行令第一条の九第二号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二条第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、信託業法施行令第十条、株式会社日本政策金融公庫法施行令第十二条及び第十三条並びに資金決済に関する法律施行令第八条第二項第一号及び第十六条第二項の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第二百三十条第五項及び第一百五十九条第七項、準備預金制度に関する法律第二百三十条第五項及び第一百五十九条第七項、準備預金制度に関する法律第二

に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第百十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、所得税法第百七十四条第八号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十六号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第一百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の二第十号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十第一項第二号、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、法人税法施行令第八十四条、金融商品取引法施行令第一条の九第二号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二条第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、信託業法施行令第十条、株式会社日本政策金融公庫法施行令第十二条及び第十三条並びに資金決済に関する法律施行令第八条第二項第一号及び第十六条第二項の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第二百三十条第五項及び第一百五十九条第七項、準備預金制度に関する法律第二

条第一項第七号、国民年金法第百二十八条第五項及び第百三十七条の十五
第六項、所得稅法第七十六条第三項第一号及び第四号、第百六十二条第十
号並びに第二百二十五条第一項第四号、法人稅法第百三十八条第九号、印
紙稅法別表第三、勤労者財產形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条
、確定給付企業年金法第九十三条、相続稅法施行令第一条の二第一項第一
号、租稅特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得稅法施行令第三十条
第一号、第七十六条第二項第一号、第一百八十三条第三項第一号、第二百九
条第三項、第二百八十二条第一項第三号、第二百九十八条第六項第一号及び
第三百二十六条第二項第一号、法人稅法施行令第一百七十七条第一項第三号
、第一百八十三条並びに附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家
公務員共濟組合及び國家公務員共濟組合連合会が行う國家公務員等の財產
形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共濟組合等が行う地方公務
員等の財產形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保險
契約者保護機構を生命保險会社とみなし、損害保險料率算出団体に関する
法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並び
に第十条第一項、船主相互保險組合法第八条、地方稅法第三十四条第一項
第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動
車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得稅法第九
条第一項第十七号、第七十六条第三項第四号、第七十七条第二項第一号、
第一百六十一条第十号及び第二百二十五条第一項第五号、法人稅法第百三十
八条第九号、地震保險に関する法律、印紙稅法別表第三、勤労者財產形成
促進法第六条、第六条の二及び第十二条、相續稅法施行令第一条の二第二
项第一号、貿易保險法施行令第二十五条、所得稅法施行令第三十条第一号
、第一百八十四条第二項、第二百九条第三項、第二百九十八条第六項第二号

条第一項第七号、国民年金法第百二十八条第五項及び第百三十七条の十五
第六項、所得稅法第七十六条第三項第一号及び第四号、第百六十二条第十
号並びに第二百二十五条第一項第四号、法人稅法第百三十八条第九号、印
紙稅法別表第三、勤労者財產形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条
、確定給付企業年金法第九十三条、相續稅法施行令第一条の二第一項第一
号、租稅特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得稅法施行令第三十条
第一号、第七十六条第二項第一号、第一百八十三条第三項第一号、第二百九
条第三項、第二百八十二条第一項第三号、第二百九十八条第六項第一号及び
第三百二十六条第二項第一号、法人稅法施行令第一百七十七条第一項第三号
、第一百八十三条並びに附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家
公務員共濟組合及び國家公務員共濟組合連合会が行う國家公務員等の財產
形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共濟組合等が行う地方公務
員等の財產形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保險
契約者保護機構を生命保險会社とみなし、損害保險料率算出団体に関する
法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並び
に第十条第一項、船主相互保險組合法第八条、地方稅法第三十四条第一項
第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動
車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得稅法第九
条第一項第十七号、第七十六条第三項第四号、第七十七条第二項第一号、
第一百六十一条第十号及び第二百二十五条第一項第五号、法人稅法第百三十
八条第九号、地震保險に関する法律、印紙稅法別表第三、勤労者財產形成
促進法第六条、第六条の二及び第十二条、相續稅法施行令第一条の二第二
项第一号、貿易保險法施行令第二十五条、所得稅法施行令第三十条第一号
、第一百八十四条第二項、第二百九条第三項、第二百九十八条第六項第二号

、三百二十条第二項及び三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令
第一百八十三条、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保
障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係
る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が
行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共
済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の
適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

、三百二十条第二項及び三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令
第一百八十三条、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保
障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係
る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が
行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共
済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の
適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

	改 正	後	改 正	前
（検査局の所掌事務）			（検査局の所掌事務）	
第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。	第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。	第一項（略）	第一項（略）	第一項（略）
二 金融商品取引法第五十六条の二第一項から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第一百三条の四、第一百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第一百六条の十六、第一百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第一百六条の二十七（同法第一百九条において準用する場合を含む。）、第一百五十二条、第一百五十五条の九、第一百五十六条の五の四、第一百五十六条の五の八、第一百五十六条の十五、第一百五十六条の二十の十二、第一百五十六条の三十四及び第一百五十六条の五十八、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八条）第二十二条第一項及び第二百十三条第一項から第四項まで、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二百七条第一項（同法第二百九条第二項（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二条号）第十五条第一項の規定に基づく検査に関すること。	二 金融商品取引法第五十六条の二第一項から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第一百三条の四、第一百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第一百六条の十六、第一百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第一百六条の二十七（同法第一百九条において準用する場合を含む。）、第一百五十二条、第一百五十五条の九、第一百五十六条の五の四、第一百五十六条の五の八、第一百五十六条の十五、第一百五十六条の二十の十二、第一百五十六条の三十四及び第一百五十六条の五十八、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八条）第二十二条第一項及び第二百十三条第一項から第四項まで、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二百七条第一項（同法第二百九条第二項（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二条号）第十四条第一項の規定に基づく検査に関すること。	三 （略）	三 （略）	三 （略）

	改 正	後	改 正	前
（企画課の所掌事務）			（企画課の所掌事務）	
第八十七条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第八十七条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。		第八十七条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。	
一・五 （略）	一・五 （略）		一・五 （略）	
六 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十五条第一項、 郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第十三条第一項、郵便局株式会社法（平成十七年法律第一百号）第十四条第一項、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十五条第一項及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）第三十一条第一項の規定に基づく検査並びに独立行政法人通則法第六十四条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十五条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の検査に関すること。	六 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十五条第一項、 郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第十三条第一項、郵便局株式会社法（平成十七年法律第一百号）第十四条第一項、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十五条第一項及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）第三十一条第一項の規定に基づく検査並びに独立行政法人通則法第六十四条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十四条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の検査に関すること。		六 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十五条第一項、 郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第十三条第一項、郵便局株式会社法（平成十七年法律第一百号）第十四条第一項、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十五条第一項及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）第三十一条第一項の規定に基づく検査並びに独立行政法人通則法第六十四条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十四条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の検査に関すること。	
七・八 （略）	七・八 （略）		七・八 （略）	

○財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正	後	改 正	前
（国際局の所掌事務）	第八条 国際局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇十五 （略）	十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項第三十六号に規定する両替業務を行う者に関すること。	第八条 国際局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇十五 （略）	十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項第三十三号に規定する両替業務を行う者に関すること。
（調査課の所掌事務）	第五十八条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇十 （略）	第五十八条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇十 （略）	第五十八条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一一一 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項第三十三号に規定する両替業務を行う者に関すること。	第五十八条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一一一 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項第三十三号に規定する両替業務を行う者に関すること。

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第三項関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正	正 後	改 正	正 前
別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）			別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）		
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。			備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。		
政 令	事 務	政 令	事 務	政 令	事 務
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
犯罪による収益の移 転防止に関する法律 施行令（平成二十年 政令第二十号）	第二十二条第五項から第七項まで、第二十三条第四項及び第五項、第二十九条第三項から第五項まで並びに第三十条第三項から第五項までの規定により都道府県が処理することとされている事務	第二十二条第五項から第七項まで、第二十三条第四項及び第五項、第二十九条第三項から第五項まで並びに第三十条第三項から第五項までの規定により都道府県が処理することとされている事務	第二十条第五項から第七項まで、第二十一条第四項及び第五項、第二十五条第三項から第五項まで並びに第二十六条第三項から第五項までの規定により都道府県が処理することとされている事務	第二十条第五項から第七項まで、第二十一条第四項及び第五項、第二十五条第三項から第五項まで並びに第二十六条第三項から第五項までの規定により都道府県が処理することとされている事務	第二十条第五項から第七項まで、第二十一条第四項及び第五項、第二十五条第三項から第五項まで並びに第二十六条第三項から第五項までの規定により都道府県が処理することとされている事務
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）